平成２４年（フ）第２９５号
群馬県前橋市朝日町３丁目33番８―406号
債務者　佐藤　淳一
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１３号
群馬県前橋市上大屋町132番地10
債務者　戸邉　雄介
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１４号
群馬県伊勢崎市三室町5714番地１　ミキヒルズＢ102
債務者　安田　良人
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２３号
群馬県前橋市北代田町597番地２　サンハイツ代田102号
債務者　小暮　洋子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２５号
群馬県伊勢崎市太田町159番地１
債務者　坂東　典子（旧姓柳橋）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９号
岐阜県恵那市長島町中野811番地　恵那荘１号、従前の住所岐阜県恵那市大井町2719番地289
債務者　中野　　賢
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１０２５号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地26―503
債務者　岸本　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０２号
京都市中京区神泉苑通三条下る今新在家東町90番地
債務者　北商店こと　北　建二郎
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０３号
京都市中京区神泉苑通三条下る今新在家東町90番地
債務者　北　加代子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７３号
京都市伏見区羽束師志水町165番地24
債務者　宿南　昌徳
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７４号
京都市伏見区羽束師志水町165番地24
債務者　宿南　真紀
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７７号
京都市右京区梅津南町１番地25
債務者　藤原　弥生
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３３号
京都市北区衣笠鏡石町48番地45
債務者　あを山こと　青山　　宏
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６５号
京都市右京区梅ケ畑高鼻町18番地１　ハイツピエール202号室
債務者　人見　匡栄
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
京都府亀岡市余部町天神又30番地８
債務者　中根さとみ（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１０７６号
大阪府富田林市若松町２丁目２番10号　Ｂ―101、前住所堺市中区土塔町2048番地６
債務者　遠藤　一郎
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１４９号
堺市北区北長尾町８丁３番26号　エクセルエレマーニ403号
債務者　池田千恵美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係